

令和3年度 “ふじのくに”^{しみん}士民協働 施策レビュー 改善提案への対応状況

1 基本情報

政策	政策2 安心して暮らせる医療・福祉の充実		
政策の柱	2-3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現		
議論した施策	(1) 障害に対する理解と相互交流の促進 (2) 多様な障害に応じたきめ細やかな支援 (3) 地域における自立を支える体制づくり		
実施日/班名	7月11日(日) 第5班	担当部局名	健康福祉部 障害者支援局

2 施策推進の視点・主な取組

👉 **視点1** 障害に対する理解の促進

- ① 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

👉 **視点2** 福祉的就労の工賃水準の向上

- ② 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

👉 **視点3** 発達障害のある人の自立に向けた支援

- ③ 発達障害のある人に対する支援の充実

3 現状・課題

【現状・課題1】

- 平成29年度に実施した国の世論調査では、障害を理由とする差別や偏見が「ある思う」と回答した人の割合が83.9%となっています。
- 県民、行政、企業など社会全体で障害に対する理解を深め、差別解消に向けた環境づくりを進めていく必要があります。

【現状・課題2】

- 障害のある人が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があることは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たします。
- 一方で、福祉的就労、特に就労継続支援B型事業所の平均工賃は低い水準にあるため、障害のある人の就労機会を確保しつつ、工賃水準の向上を図る必要があります。

【現状・課題3】

- 障害のある人が地域で安心して生活を送るためには、障害のある人が抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービス等を提供していくことが重要です。近年、発達障害については相談件数が増加傾向にあり、相談支援体制の充実が必要です。

4 コーディネーター取りまとめコメント（コーディネーターが議論を総括して取りまとめ）

本施策は「障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供」、「障害の特性に応じた就労の促進」、「障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備」の3つの柱で展開している。

具体的には、**声かけサポーターの養成**^①などの施策を展開している。発達障害に関する県と市町の連携について、県は専門性の高い支援、市町は地域に根差した支援をする。就労支援は、「**ふじのくに福産品**」^②の利用を通して支援を行っている。就労支援については、「働くよろこび」を実感できることも大切であり、「売り上げを伸ばすことが主目的ではないと思うため、売り上げを補填する補助制度があってもいい。」との意見があった。

合理的配慮とは、障害のある人からの援助の申し出に対して、過度な負担にならない範囲で「**できること**」^③をする^④こと。これは誰でもできること。

差別のない社会^④をどう作っていくのか、**県の取組を周囲の人たちにもPR**^⑤し、多くの県民に障害者支援の取組を理解してもらい、自分たちができることを考えてもらうこと「自分ごと」が必要だとの認識が共有できたことは大きな成果である。

5 施策の改善提案と対応状況

改善提案	対応状況
<p>①声かけサポーターやヘルプマークの存在・役割等の認知が進んでいないため、学校等と連携した積極的な周知を行い、多様な障害に対する県民理解の向上を図る必要がある。</p>	<p>現在の取組としましては、「声かけサポーター」について、私鉄会社の協力の下、駅ホーム等での一般向け研修のほか、高校生を対象とした研修も計画しているところです。また、「ヘルプマーク」については、啓発漫画を高校生に配布する等、教育委員会と連携して周知啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、2022年度新規取組として、「障害のある人への心づかい推進事業費」を拡充し、学校等と連携した制度周知や啓発を促進します。「声かけサポーター」については、福祉系学科やボランティア活動を行う学校を中心に高まっていることから、それらを対象に広く参加を呼び掛け、認知度の向上と理解促進に努めます。「ヘルプマーク」については、県民への周知啓発を目的とした出前講座を月1回程度開催することなどにより、障害理解の促進を図っていきます。また、小学生向けに手話や身体障害者補助犬についての講習会を実施し、多様な障害に対する県民理解の向上に努めます。</p>
<p>②ふじのくに福産品のPRを行うことは、県民理解の向上につながると考えられる。障害者個人にとって有意義な業務と適切な就業場所を提供するためにも、PR等を積極的に行い、就労支援の取組を進める必要がある。</p>	<p>現在の取組としましては、ふじのくに福産品のPRにより県民理解の向上を図るため、今年度から新たに開始したオンライン販売について、テレビやラジオ、雑誌などのマスメディアのほか、県ホームページやSNS、メルマガ、ウェブ広告などWeb媒体を活用した広報に積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、2022年度の新規取組として「ふじのくに福産品販路拡大事業費」を拡充し、地元大学生と連携し、福産品の魅力を県ホームページやSNSで伝えてもらうなど消費者目線からの広報も実施していきます。また、Web関連をはじめとした各種媒体による効果的かつ継続的な広報に取り組めます。特に、福産品のオンライン販売については、出店事業者を20から40事業所に増やし、多くの魅力的な商品を取り扱うことにより、福産品の認知度向上や販売促進に積極的に取り組み、障害のある人の工賃向上につなげることで、障害のある方の有意義な業務と適切な就業場所を確保し、就労支援の取組を進めていきます。</p>

<p>③地域住民が障害者及びその家族等と繋がりを持ち、合理的配慮や助け合いが出来る環境づくりを市町に働きかける必要がある。</p>	<p>現在の取組としましては、障害及び障害のある人に対する理解促進を図るため、県、市町において毎年12月3日から9日を「障害者週間」として、啓発キャンペーンを実施しているところです。</p> <p>今後は、県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりのある行動ができる「心のユニバーサルデザイン」の醸成と実践について、「障害を理由とする差別解消推進県民会議」を通じて市町等に働きかけ、合理的配慮や助け合いが出来る環境づくりを推進していきます。</p>
<p>④障害に対する偏見を生まないためにも、幼少期から正しい理解を得られる教育を実施し、障害のある人と一緒にボランティア活動や地域のイベント等を行う機会を提供する必要がある。</p>	<p>現在の取組としましては、子ども世代から障害に対する正しい理解を得られるよう、学校と障害者支援施設等との交流を進めるなど、学校での総合的な探究の時間や道徳科・特別活動等の中で福祉教育の充実を図ってきたところです。また、家庭や社会全体の理解の促進が図られるよう、毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」には、当事者を含む障害者団体や市町と連携し、県内主要施設でのブルーライトアップや啓発イベントなどを実施しているところです。</p> <p>今後は、幼少期からの正しい教育や障害のある人とのふれあう機会を提供するため、子ども世代からの障害に対する理解を深める教育の充実に加え、障害者支援施設等が実施するイベント・行事への住民参加や地域行事への施設利用者の参加などの相互交流を一層進めていきます。また、障害のある人との交流に取り組む団体等に対し、合理的配慮理解促進事業費補助金を交付し、好事例をホームページで発信することで、より障害のある人への理解を深める取組を推進していきます。</p>
<p>⑤正しい知識の周知のためには、近年利用が拡大しているSNS等を用いて、障害者差別解消に係る優良事例等に関する情報発信を行い、障害者政策について広く県民に広報する必要がある。</p>	<p>現在の取組としましては、個人、団体や事業者が取り組んでいる障害者差別解消に係る優良事例等について、県が表彰し、県HPへ掲載しているほか、今年度から表彰式での優良事例の発表を動画配信するなど、より多くの方へ情報発信しているところです。</p> <p>今後は、2022年度新規取組として「障害のある人への心づかい推進事業費」を拡充し、身近なコミュニケーションツールであるSNS等を含め様々な広報ツールを活用し、幅広い世代に対し、障害に対する理解促進のため、制度の周知や啓発に取り組みます。また、障害者差別解消法改正に伴い、今後、障害のある人への合理的配慮が民間事業者にも義務付けられることから、合理的配慮の事例集などを作成し、県民に対し、ホームページ等を通じて発信することで、効果的な周知を図っていきます。</p>